

## 令和5年度 第2回船橋市特別支援連携協議会

日時 令和6年 2月 15日 (木)  
14時30分～16時30分  
場所 市役所 602会議室

1 開会

2 教育長挨拶

3 日程についての説明

4 作業部会報告及び協議

(1) 報告

テーマ

「～乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援ネットワークづくり～」

① 第一作業部会より

船橋市丸山小学校長 森 由美子 氏

② 「引継ぎのための連絡票」 (案) について

事務局 鈴木 学

(2) 協議、質疑・応答

(3) 今後について

5 令和7年度船橋市特別支援連携協議会及び作業部会の予定について

6 諸連絡

7 閉会

# 令和5年度船橋市特別支援連携協議会 作業部会報告

## 1 テーマ

船橋市における関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

## 2 令和5年度協議内容

- (1) 「引継のための連絡票」を使用した関係機関との情報共有について
- (2) 「引継のための連絡票」作成と受領に関する調査について
- (3) 調査結果を元に「引継のための連絡票」の見直し
  - ・「引継ぎのための連絡票」を受領する側が求めている内容になっているか
  - ・縦のつながり（幼・保・療育・小・中・高・就労先）だけでなく横のつながり（福祉に関わる関係機関）との連携を図る事ができるしくみになっているか。
  - ・「引継のための連絡票」が個別の教育支援計画とリンクしやすい内容であるか
  - ・作業の負担の効率化を図ることができるか
- (4) 「引継のための連絡票」(案)
- (5) 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」とのつながりについて

## 3 今後に向けて

「引継ぎのための連絡票」を「個別の教育支援計画」とリンクさせていくために、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の内容についても見直していく。

## 船橋市特別支援連携協議会要綱

(目的)

第1条 LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障害のある児童生徒の総合的支援体制の整備に向け、関係諸機関の情報交換・意見交換を行い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図るため船橋市特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(主催及び事務局)

第2条 連携協議会は、船橋市教育委員会が主催し、事務局は総合教育センター教育支援室が当たる。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる職にある者をもって組織し、教育委員会が委嘱または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 親の会関係者
- (3) 医療関係者
- (4) 幼稚園関係者 (市内幼稚園連合会長)
- (5) 労働関係者 (公共職業安定所長)
- (6) 福祉関係者 (市川児童相談所長)
- (7) 県教委関係者 (教育庁葛南教育事務所指導主事)
- (8) 学校関係者 (県立特別支援学校長)
- (9) 健康福祉局 (福祉サービス部長)
- (10) 健康福祉局 (こども家庭部長)
- (11) 学校関係者 (市立船橋高等学校長)
- (12) 学校関係者 (市立特別支援学校長)
- (13) 学校関係者 (市・小学校長会長)
- (14) 学校関係者 (市・中学校長会長)
- (15) 学校関係者 (市・特別支援学級設置校長会長)
- (16) 学校関係者 (市・特別支援教育研究連盟理事長)
- (17) 市教育委員会 (教育次長)
- (18) 市教育委員会 (学校教育部長)
- (19) 市教育委員会 (総合教育センター所長)
- (20) 事務局 (総合教育センター教育支援室長・職員)

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 連携協議会に座長及び副座長を置き、それぞれ委員による互選とする。

- 2 座長は、会務を掌理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長がかけたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 連携協議会は、年間2回開催する。

- 2 座長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 3 会議の公開については、情報公開条例（平成14年船橋市条例第7条）、情報公開条例施行規則（平成14年船橋市規則第50条）、船橋市教育委員会傍聴人規則（平成10年船橋市教育委員会規則第2号）、及び附属機関等の公開実施要綱を準用する。

## (作業部会)

第7条 座長は必要に応じ、専門の事項を検討するための作業部会を開催することができる。

- 2 作業部会の委員は、事務局が指名する。

## (災害補償)

第8条 任命を受けた委員の業務に係る事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

## (補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

## 附則

平成18年4月1日施行

## 附則

平成19年2月1日改正

## 附則

平成21年4月1日改正

## 附則

平成22年4月1日改正

## 附則

平成25年4月1日改正

## 附則

平成29年4月1日改正

## 附則

令和 5年4月1日改正

令和5年度 船橋市特別支援連携協議会委員 (敬称略)

No.	区分	所属・職名	氏名
1	学識経験者	植草学園短期大学 教授	佐藤 慎二
2	親の会関係者	船橋市自閉症協会副会長	三川 瑞子
3	医療関係者	おぐち小児科院長	小口 学
4	幼稚園	幼稚園連合会長(大浜幼稚園理事長)	田中 善之
5	労働	船橋公共職業安定所長	神子 真二
6	福祉	市川児童相談所船橋支所長	児玉 亮
7	県教育委員会	県教育庁葛南教育事務所指導主事	平石 弘
8	特別支援学校	県立船橋特別支援学校長	土田 崇一郎
9	市福祉行政	福祉サービス部長	岩澤 早苗
10	市保育行政	こども家庭部長	森 昌春
11	高等学校	市立船橋高等学校長	津田 亘彦
12	特別支援学校	市立船橋特別支援学校長	兼坂 尚貴
13	小学校	小学校長会長(坪井小学校長)	小林 英俊
14	中学校	中学校長会長(船橋中学校長)	磯野 護
15	特別支援教育	特別支援学級設置校校長会長(大穴小学校長)	藤木 美智代
16	特別支援教育	特別支援教育研究連盟理事長(豊富小学校長)	山岸 恒孝
17	市教育委員会	教育次長	村田 真二
18	市教育委員会	学校教育部長	日高 祐一郎
19	市教育委員会	市総合教育センター所長	太田 由紀

事務局	市総合教育センター教育支援室長	神田 順子
事務局	市総合教育センター教育支援室副主幹	鰐部 裕実
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	落合 信江
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	横内 正隆
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	鈴木 学
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	生岩 良太
事務局	市総合教育センター教育支援室副主査	星野 沙織

令和5年 作業部会委員

No.	区 分	所 属 ・ 職 名	氏 名
1	委員	小学校長会代表（丸山小学校長）	森 由美子
2	委員	恵楓幼稚園	安江 亜里沙
3	委員	船橋市放課後等デイサービス事業所協議会 会長	荒木 直也
4	委員	障害福祉課	北原 大地
5	委員	保育運営課	松尾 縁
6	委員	こども発達相談センター	菅田 優紀
7	委員	船橋中学校	佐藤 奈津子
8	委員	夏見台小学校	小山 里美
9	委員	市立船橋高等学校	國澤 智美
10	委員	市立船橋特別支援学校 就労支援コーディネーター	尾崎 貢一
11	事務局	総合教育センター教育支援室副主査	鈴木 学
12	事務局	総合教育センター教育支援室副主査	生岩 良太
13	事務局	総合教育センター教育支援室副主査	落合 信江
14	事務局	総合教育センター教育支援室副主査	横内 正隆
15	事務局	総合教育センター教育支援室副主査	星野 沙織
16	事務局	総合教育センター教育支援室副主幹	鰐部 裕実

## 令和6年度の検討課題

### 1 令和5年度 連携協議会

#### (1) 成果

作業部会
船橋市における関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実 ・「引継ぎのための連絡票」について、作成者と受領者から意見集約し改善点を洗い出した。 ・活用しやすい「引継ぎのための連絡票」の書式の作成を行った。

#### (2) 課題

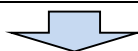
・「引継ぎのための連絡票」と「個別の教育支援計画」をリンクしやすくするために、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の見直しが必要となる。 ・事業者における合理的配慮の提供の義務化に伴い、船橋市における関係機関との連携強化による切れ目ない支援を、より充実をさせていく必要がある。
---

### 2 令和6年度 連携協議会

#### (1) 作業部会テーマと論点 (案)

作業部会
船橋市における関係機関との連携強化による切れ目ない支援の充実

#### (2) 具体的な検討内容



作業部会
関係部署と連携し、 ・各関係機関における、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」についての情報交換 ・各関係機関と連携した作成や活用がしやすい方策について検討



**乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援ネットワークづくり**

令和6年度 船橋市特別支援連携協議会及び作業部会の予定

**第1回 船橋市特別支援連携協議会**

令和6年5月16日(木): 場所 本庁舎 7階 705会議室

令和5年度 特別支援連携協議会の計画案

～ 検討事項について、協議の柱を整理 ～

◇第1回 作業部会

令和6年6月27日(木)

場所: 船橋市総合教育センター

◇第2回 作業部会

令和7年1月14日(火)

場所: 船橋市総合教育センター

**第2回 船橋市特別支援連携協議会**

令和7年2月13日(木): 場所 未定

令和6年度 特別支援連携協議会の報告とまとめ

～ 作業部会の検討を受け、報告の取りまとめ ～